

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

1. 技能労務職員等の現状

(1) 民間類似職種等との比較

区分	亘理町					国（行政職俸給表（二））				民間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	賃金構造基本統計調査(宮城県)			平成20年 職種別民間給与 実態調査(県内) (宮城県人事委員会)	平成20年 職種別民間給与 実態調査(全国) (人事院)
										民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額
全体	44.0歳	27人	240,456円	266,538円	255,735円	48.9歳	4784人	284,679円	320,623円					
うち用務員	*	1人	*	*	*					用務員	53.9歳	225,900円	312,296円	292,008円
うち自動車運転手	44.4歳	10人	251,720円	279,992円	271,792円					自家用乗用自動車運転者	50.9歳	202,100円	451,687円	353,400円
うち業務員	44.1歳	9人	241,011円	261,089円	255,840円					廃棄物処理業従業員	43.6歳	303,600円		
うち業務員兼調理員	43.7歳	7人	223,986円	252,447円	229,600円					調理士	43.6歳	236,100円		

[項目説明]

- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。
- 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。
- 「亘理町」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成20年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 亘理町、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があり、その内訳は下表のとおりです。
- 市町村、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「亘理町」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤手当、初任給調整手当を加えた数値(特勤手当及び時間外勤務手当は除く)を「平均給与月額(国ベース)」とし、また、民間の欄のうち「平成20年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。

平均給与月額に計上されている諸手当

亘理町「平均給与月額」	亘理町「平均給与月額(国ベース)」	国(行政職俸給表(二))「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査における平均給与月額	平成20年職種別民間給与実態調査における平均給与月額
扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 単身赴任手当 特勤手当 初任給調整手当 特勤手当 時間外勤務手当 等で期末・勤労手当、退職手当、寒冷地手当を除いたもの。	扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額(管理職手当) 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当	職務手当 精皆勤手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額 等	職務手当 精勤手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当 等

[注釈]

- 国(行政職俸給表(二))の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(二)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。
- 「国(行政職俸給表(二))」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特勤手当等の手当が含まれておりません。
- 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査(宮城県)」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成17年～平成19年の6月支給分の3ヵ年平均)ですが、この中には短期間の臨時的な労働者(アルバイト、パートタイマー等)を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。
- 「平成20年職種別民間給与実態調査(県内)」とは、宮城県人事委員会が行った調査(県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成20年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。
- 「平成20年職種別民間給与実態調査(全国)」とは、人事院が行った調査(全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成20年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

(2) 職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

区 分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	合 計
全 体			1人	2人	1人	5人	5人	2人	5人	4人	2人		27人
平均給与月額			*	*	*	248,862円	260,136円	*	276,729円	312,725円	*		266,538円
うち用務員								1人					1人
平均給与月額								*					*
うち自動車運転手				1人		4人		2人	1人	2人			10人
平均給与月額				*		253,844円		*	*	*			278,798円
うち業務員					1人	2人	3人		1人	1人	1人		9人
平均給与月額					*	*	268,588円		*	*	*		265,327円
うち業務員兼調理員			1人	1人			1人		3人		1人		7人
平均給与月額			*	*			*		258,848円		*		255,046円

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。

(3) その他給与に関する事項

技能労務職員等に適用する給料表について

適用給料表	給料表の構造
行政職給料表(二)	3級

技能労務職員等に支給される手当の状況

ア. 特殊勤務手当について(平成20年4月1日現在)

特殊勤務手当数	0		
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価

イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

国の制度と異なる手当の支給無

手 当 名	国の制度と異なる手当の内容

技能労務職員等の昇格・昇給基準について

ア. 昇格基準について

職務の経験年数に応じた昇格基準を定めており、基準を満たした時期に、任命権者が各職員の当該職務の級に在級していた全期間の勤務成績を判定し、昇格の可否を判断しています。

イ. 昇給基準について

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合には2号給)を標準として昇給を行なっています。
(平成21年度までは給与抑制措置により1号給抑制)

2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

職員数については、平成18年3月策定の集中改革プランにより定員管理を厳しく管理している現状であり、本町における技能労務職については退職不補充を基本とし、新規の採用は行なっていません。必要な業務については民間委託や期間限定での臨時的任用等での対応を検討していきます。

3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

給料については国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えていません。ただし、国の給料表が改定となった場合には、同様の見直しを行います。
手当については、技能労務職に係るものを含め、全ての特殊勤務手当について平成19年4月1日から廃止しており、今後も諸手当の見直し等について継続的に検討していきます。
昇給基準については、民間の給与水準との均衡に十分留意し、また近隣市町の動向を注視しながら、適正な給与の運営に取り組んでいきます。また、一般行政職員とあわせて技能労務職員について人事評価制度の導入を検討しており、導入後は勤務成績の判定結果を昇給に反映させていきます。

4. その他

技能労務職の業務内容の見直しを検討するとともに、退職不補充により職員数の削減を図ります。